

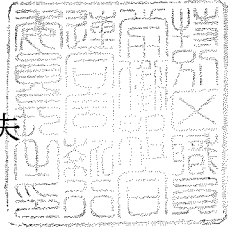
2017年5月18日

特別区長会会長

西川 太一郎 様

特別区職員労働組合連合会

執行委員長 吉川 貴夫



2017年度夏季一時金等に関する要求書

貴職が、日頃から特別区職員の賃金・労働条件改善に向け、尽力されている事に敬意を表します。

特区連は、本年3月15日に「2017年度賃金・労働条件改善に関する要求書」を貴職に提出し、賃金の引上げや任用制度の改善などを求めているところですが、2017年度の夏季一時金の改善をはじめとする諸課題について、改めて要求をとりまとめました。現時点において具体的な回答と対応を求めます。

また、3月27日には、「行政系人事制度改正」における任用制度に関して大綱の合意をしました。今回の制度改正が、良好な勤務成績を収める職員の処遇低下を招くことがないよう、強く要請いたします。

昨年の賃金改定では、三年連続で月例給と一時金の引上げが実現しました。しかし、月例給の引上げ額は、持ち家に係る住居手当の減額による住居手当平均引下げ額にも満たず、年金一元化による共済掛金の引上げにより、特別区職員の可処分所得は下がっています。

私たち特別区職員は、全国一高い生計費を必要とする厳しい生活を強いられており、賃金の引上げや諸手当の改善は、引き続き切実な課題であります。特に、一時金は生活費補填としての役割があり、その改善は極めて強い要求です。

2016年10月14日付けの総務副大臣通知は、特別区に対し、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること」と「指導」しています。国による不当な介入・干渉は毅然として排し、特別区として自主的・主体的な対応を求めます。

また、年金支給開始年齢が順次引上げとなることを踏まえれば、雇用と年金の確実な接続を図るための、定年延長等の新たな制度構築は、待ったなしの課題です。特に、現行再任用制度における、年金無支給期間の生活を保障する賃金水準の確保は、喫緊かつ切実な要求です。

以上の点を踏まえ、職務に精励している職員の努力に報いるために、特別区の実情と条件に基づき、下記の要求に対して誠意ある回答と対応を行うよう要求をいたします。

記

一. 2017年度夏季一時金について

1. 支給月数の算出において、公民で算出基礎が異なっている現状や、特別区職員の生活実態を踏まえ、支給月数を2.5月以上とすること。
2. 公民で算出基礎が異なる問題について、特別区人事委員会は「職務段階別加算が導入された結果として、公民の均衡が図られている」としているが、完全な較差の解消にはなっていない。職務段階別加算の適用範囲を全職員に拡大し、加算割合を改善すること。
3. 勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すること。
4. 期末・勤勉手当における「欠勤等の事由」および換算日数について改善すること。
5. 「基準日主義」を改め、勤務実績等に基づく一時金支給を行うこと。

二. 2017年特別区人事委員会勧告について

「人事委員会勧告制度」が労働基本権制約の代償措置とされていることを踏まえ、特別区人事委員会に対し、以下の点について要請すること。

- ①第三者機関として特別区労使の自主性を尊重し、政府・総務省の介入や指導に屈することなく、職員の利益保護機関としての使命を果たすこと。
- ②2017年の勧告については、全国一高い生計費を必要とする特別区の地域・生活事情を精確に反映した勧告内容とすること。
- ③扶養手当については、国や都の見直しに追随することなく、首都圏における生活実態にふさわしい「改善」に向けた意見を申し出ること。
- ④「新たな行政系人事制度」における給与制度のあり方について、「職層間におけるメリハリの強化」と「昇任意欲の醸成に資する給与」を口実として、下位職給料表の水準引下げなどの勧告は行わないこと。

三. 雇用と年金の接続について

1. 「雇用と年金の接続」を確実に図るため、特別区人事委員会の「再任用職員等実態調査」の結果等も踏まえて速やかに検討を行い、制度改善を行うこと。
2. 「定年延長」等の制度を構築するため、早急に法改正を行うよう、国に求めること。
3. 年金支給開始年齢が順次引上げとなることを踏まえ、再任用制度における賃金水準を大幅に改善すること。年金無支給期間に対応し、その収入だけで生活できる賃金水準を確保すること。

四. 回答について

この要求書に対する回答は、本年6月23日（金）までに行うこと。

以 上